

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2021.09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 石綿規制が強化。解体・補修時は要注意！

改正大気汚染防止法が令和2年6月5日に公布され、解体・改造・補修する際に石綿（アスベスト）の飛散を防止するため取り扱いが強化されました。

○ 規制対象となる建材などが拡大！ レベル3

これまでは、石綿を含有する「吹付け」や「熱材・保温材・耐火被膜材」が対象となっていました。スレート、サイディング、化粧石こうボードなどの「有成形板等」や内外装に使用されている「仕上塗材」も対象となります。特に**平成18年6月30日以前**の建物などには規制対象の建材が使用されている可能性が高く、取り扱いが大変です！

※安衛法施行令 平成18年7月1日以降は石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止

～主な改正点～ 対応が大変です

○ 規制対象建材を拡大

規制対象が「**全ての石綿含有建材**」に拡大。除去作業には作業基準が設定されました。

○ 事前調査

今年4月より、解体・改修工事前の調査実施及び分析が義務付けになりました。

調査記録も3年間保存、作業現場へ記録備え等々

来年4月からは、事前調査結果等を電子システム報告が義務付け等取り扱いが大変。

このレベル3 何とピータイルや巾木の接着、水栓金具のパッキン等も該当します。

何とかの110番！ 簡単にできなくなりましたね。

～アスベストも消費税のように～

ということで、この法改正を盛り込むと、見積りも当然高額になります。

石綿、アスベストと言うとあまり身近に感じないかもしれませんが、

トイレやお風呂の水栓金具のパッキン、どこにもありますよね。

事前調査・施工後の報告等々、消費税のようにもっと身近に捉えなければならないと思います。



ちょっと待って！ 電話してちょーだい！

役員変更？ これってM&A？

大事な、経管(経營業務の管理責任者)が辞任され、他に経管要件を満たす方がありません。

許可が失効してしまいます。無かったことに？ できませんです！ 先に連絡ください！ 小泉

★運送業★ 働きやすい職場！

働きやすい職場認証制度もありますが、実際の取り組み事例をご紹介します。



子の養育費用の補助・出生祝い

① 毎月 1人目1万円 2人目2万円 3人目6万円

3人お子さんのいる方には毎月6万円もらえるとせば安心ですね。

20歳になるまでと決めておくのもありですね！

※他に、大学生1人につき月額3万円というところもありました。

② 出生祝い 1人目30万円 2人目30万円 3人目100万円

3人目100万円！ 社長の気持ちが表れてますね。

コロナワクチン休暇

1回・2回目 合計7日間の特別休暇を付与され、全員ワクチン接種に向け働きかけ(強制ではありません!)をされておられました。社員さんを大事に思っておられるのですね。

9月、10月は「自動車点検整備推進運動」強化月間

～最後に点検した日、覚えていますか？～

自社の車両はもれなく点検されていると思いますが、協力会社さんも点検されていますか？

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか？

日頃の細かな点検を行っていれば、運転中のトラブルの多くは回避できます。

毎日安心して運転するために、しっかりと点検しましょう。

定期点検を甘く見ていませんか、未実施で処分になりますよ。

3ヶ月点検の場合



	初違反	再違反
① 未実施1回	警告	5日車×違反車両数
② 未実施2回	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数
③ 未実施3回	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数

トラックは乗用車とは違い車体が大きいので、一度事故が起これば社会に与える影響も大きいです。今一度確認をお願いいたします。

故障時の事故報告も忘れずに (^)/

退職時の有給どうしてますか？

退職時に未消化分の有給休暇をまとめて取得するというドライバーさんはいませんか？もちろん退職前にまとめて消化することも可能ですが、会社で買取(清算)をするのはいかがでしょうか。

- ・最後まで頑張ってくれたお礼も込めて
- ・退職時まで休まず出勤してくれるので引継ぎもしっかりできます。
- ・辞めたときにすぐに他の会社に転職ができます。
- ・会社としては働いていない方に社会保険料を払う必要もありません。

※退職一時金と同時に支払うなら、源泉所得税も退職金と同じ扱いだそうです。

私も頭がいっぱいで、つい活字ばかりになってしまいました。字も小っちゃくてすみません！ 白木

★産廃業★

■ 増加する新たな不法投棄 ～コロナの影響がこんなところにも…～

新型コロナウイルス感染症対策のための新たな生活様式が始まって早2年。

ちょうど去年の今頃、ステイホームによる家庭ごみの急増についてお届けしましたが、あれから1年、ごみの急増ときたら、次に問題になるのが不法投棄です！

家庭ごみの急増＋資源回収の中止等で、一般廃棄物の不法投棄や野外焼却の検挙数は2020年以降、1.5倍ペースで増え続けています。特に郊外の公園や緑地、田んぼや空き地での投棄・野外焼却が目立ち、摘発件数も倍増しています。ちなみにですが、家庭ごみ含む一般廃棄物は廃掃法により、処理場及び一部の例外（災害時の応急対策、キャンプ場や漁場で行われる軽微なもの）を除いては禁止されており、

違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金または併科という厳しい罰則もあります。

愛知県にも再度緊急事態宣言が発出され、引き続き外出・営業の自粛がなされていますが、こうした営業自粛を背景として、新しいタイプの不法投棄が都市部で急増しています。一昔前の不法投棄といえば、人気のない山奥に夜中にごっそりまとめて投棄！といったものが多くありましたが、最近は、「都市型」の不法投棄が増えてきているのです。電子レンジ、冷蔵庫、クーラー、プリンター、大型の厨房機器など、主に新型コロナウイルスの影響で廃業に追い込まれた飲食店が処理費を負担しきれず投棄するケースが多く、1件1件の量は少なくても、1つ置かれると次々に投棄が積み重なり、あっという間に路地裏いっぱいになり撤去も容易ではありません。中には食用油や飲料が入ったまま放置されるケースもあり、古い建物が密集した商店街で長く放置されると火災や爆発の原因にもなり大変危険です。特に被害の大きかった大阪市では、市が費用負担し一斉撤去が行われましたが、どけるそばから新たに投棄され回収がつかない状態。町内会等の地元団体が夜間パトロールや防犯カメラ設置などの対策としてはいるもののいたちごっこの状況が続いています…。

先の熱海の土砂災害のように、不法投棄は時に人を殺します。廃業に追い込まれる事業者の苦境は理解できますが、それでも不法投棄は許される行為ではないのです。

■ 令和2年度 フロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果公表！

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、毎年度、第一種フロン類再生業者およびフロン類破壊業者は「フロン類の再生料・破壊量等の報告」を行うこととなっており、今年も環境省より令和2年度の集計結果が公表されました。

- ・令和2年度のフロン類の再生量の合計は約1,465トンであり、前年比3.0%減少。
- ・令和2年度のフロン類の破壊量の合計は約3,961トンであり、前年比3.8%減少。
- ・令和2年度のフロン類の再生量と破壊量の合計は約5,426トンであり、前年比3.6%減少。

一時のHFC(ハイドロフルオロカーボン)の破壊量増も落ち着き、近年は3~5%減で推移しています。令和2年度は、いずれも減少傾向にあり、環境省が推し進めるフロン排出抑制が一步ずつ進んでいるのが数値にも現れています

★コロナ禍、押印廃止★

建設業、運送業、産廃、非対面の原則のもと、お客様への訪問を極力廃止し、電話、メール、FAXでの依頼、確認をお願いいたしております。

建設業：本来なら直接お会いして、1年の事業について、今後の事業計画等について等々お話を伺いたいところですが、メール等ですと必要な情報のみ頂くことになってしまいます。

皆さまには、CCUS(建設キャリアアップ)のことや外国人労働者特定技能の状況、技術検定制度の見直し等、それから改正高齢法等についてもお伝えしたいことがいっぱいです。

所長からもいい加減にZoom研修をやるように言われていまして、苦手ですが挑戦したいと思っています。テーマは、**建設業の特定技能!** 最近人気なんですよ。日時を決め関与先様にお伝えいたします。他にも興味のあるテーマがありましたら、是非お聞かせください。 小泉

運送業：7月にGマーク(安全優良事業所認定)申請が終わって息つく間もなく、自動車運転者の働きやすい職場認証申請に入りました。ドライバーさんの環境は、そうは簡単には整えることができません。

それでも、やれることをやり抜いて皆さまと一緒に前進したいと思っています。

僕もZoomは苦手ですが、社労部門と一緒に**改正高齢法、65歳超雇用推進助成金**等も勉強したいです。高齢法の佐藤と共催セミナーを計画しています。一緒に学びましょう 田口

産廃：知事許可であり、県毎に取り扱いが異なり対応に困ることがあります。特にコロナ対応については、法定講習のオンライン等も含め取扱いに目が離せません。といっても、私は役所の手続きのことです。実際には、コロナ感染が事業に大きく影響されておられるのではないのでしょうか。決算書等を拝見させて頂き、胸が痛くなります。一日も早く、普通の日が来てくれることを願わずにはられません。 白木

どの部門も、**申請書類の押印廃止に伴いとコロナ感染防止のための非対面による確認。**

本来なら、お会いして指差ししながら書類の意味等もご説明できるのですが、メールや場合によって郵送でご確認頂くしか術がなく、ご心配をおかけしますが許可や認可まで安心して頂けますよう、経過報告等しっかりサポートさせて頂きます。

牟田事務所も時差出勤を取り入れています。出勤は7時から10時、退勤は16時から19時、30分単位です。また、水曜日は8時から17時までノー残業デーです。

また、業務の都合上、在宅勤務は難しいので在宅研修も取り入れコロナ感染防止に取り組みたいと思っております。

職員一同協力し合って業務遂行して参りますので、皆さまのご理解、ご協力をたわまりませうようお願い申し上げます。 牟田美智代